

福井工業高等専門学校いじめ防止等対策の基本方針

校長裁定 平成 27 年 1 月 8 日

(趣旨)

第1 いじめが、いじめを受けた学生の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校において全ての学生が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定）及び独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等対策ポリシー（平成26年3月27日理事長裁定）の定めによるほか、この「福井工業高等専門学校いじめ防止等対策の基本方針」（以下「本方針」という。）の定めるところによる。

(定義)

第2 第1の「いじめ」とは、本校の学生に対して、当該学生と一定の人的関係にある他の者が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった学生が心身の苦痛を感じているものをいう。

(基本理念)

第3 いじめの防止等のための対策は、いじめが本校の全ての学生に関係する問題であることに鑑み、学生が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、本校の内外を問わずいじめが行われないようにすることを旨として行う。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての学生がいじめを行わず、及び他の学生に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが学生の心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する学生の理解を深めることを旨として行う。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた学生の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、家庭、本校、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「高専機構」という。）、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

4 いじめの防止等のための対策は、校長を中心に全教職員が一致協力した学生指導体制を確立して行う。

(いじめの禁止)

第4 学生は、いついかなる理由があつたとしても、いじめと認識される行為を行ってはならない。

(校長の責務)

第5 校長は、学生が修学上の学習環境を充分確保するため、いじめの防止等のための

対策に関し、必要な措置を講ずるとともに、いじめに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。この場合において、いじめに対する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他いじめの対応に起因して当該学生が不利益を受けることがないよう配慮しなければならない。

(学校及び教職員の責務)

第6 本校及び教職員は、学生の保護者その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、学生がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ速やかにこれに対処する責務を有する。

(早期発見のための措置)

第7 教職員は、いじめの早期発見に努めるため、学生の日常生活における変化やシグナルを見逃さないよう、日頃から学生を見守るとともに、教職員相互が積極的に学生の情報交換を行い、情報を共有する。

(定期的ないじめ調査や教育相談の実施)

第8 いじめを早期に発見するため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、学生がいじめを訴えやすい体制を整える。

(いじめに係る相談体制)

第9 本校は、法第16条に基づき整備する学生及びその保護者並びに教職員がいじめに係る相談ができる体制として、本校学生相談室を中心に、精神科医、カウンセラーなど様々な専門性を持つ外部人材をもって充てる。

2 高専機構や法務局など、本校以外の相談窓口についても学生へ適切に周知する。

(いじめの発見や通報を受けたときの対応)

第10 教職員は、いじめを発見し、又はいじめの通報を受けたときは、一人で抱え込まず、学生相談室と速やかに情報を共有するとともに、関連委員会等と連携し、関係学生等から事情を聴取を行い、いじめの事実の有無の確認を行う。校長は、事実確認の結果を高専機構に報告する。

(学校におけるいじめの防止)

第11 校長は、いじめの防止等のための対策を行い、いじめ防止等対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。なお、必要に応じて関連委員会等で検討するよう関連委員会等の長に命ずるものとする。

2 対策委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学生主事
- (2) 学生相談室長
- (3) 学生主事補
- (4) 事務部長
- (5) その他校長が必要と認めた者

3 対策委員会に委員長を置き、学生主事をもって充てる。

4 第2項の規定にかかわらず、いじめに関する苦情相談の事案に関係ある委員がいる場合は、当該委員を構成員から除くものとする。

(対策委員会の職務)

第12 対策委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) いじめ防止等のための対策の推進に関すること
- (2) いじめに関する事実関係の確認及び調査に関すること
- (3) いじめに関する申立人及び被申立人間の調停に関すること
- (4) いじめに関する調査及び調停の結果の記録及び校長への報告に関すること

2 対策委員会は、前項各号の職務を迅速かつ適切に行うほか、関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(調査)

第13 第10の報告を受けた対策委員会は、当該事案がいじめに起因する問題と判断し、関係者からの事情聴取その他の調査（以下「調査」という。）の必要があると認められたときは、調査を行う。

2 対策委員会は、調査を実施するか否かについて、校長に報告する。

3 対策委員会は、いじめに係る問題の事実関係等の把握に努め、公正に調査を実施しなければならない。

(実際の対応)

第14 事実の確認により学校としていじめを認知した場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、「学生相談室」及び関連委員会等によって、いじめを受けた学生又はその保護者に対する支援及びいじめを行った学生に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。

2 いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援や助言を行う。

(いじめを受けた学生への支援)

第15 いじめを受けた学生が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、学生の不安を除去したり、相談できる環境を整える等、学生を支える体制を構築する。

(いじめを行った学生への指導)

第16 いじめを行った学生に、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。いじめの状況に応じて、いじめを行った学生が孤立感や疎外感を覚えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導を行う。

(いじめを行った学生に対する措置)

第17 教育上必要があると認めるときは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第11条の規定及び「福井工業高等専門学校学生の懲戒に関する規則」に基づき、適切に、いじめを行った学生に対して懲戒を加える。

2 いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、教育的配慮に十分に留意し、いじめを行った学生が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(いじめを受けた学生及びいじめを行った学生双方の保護者への対応)

第18 教職員が支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた学生の保護者といじめを行った学生の保護者との間で争いが起きることのないよう、事実関係を確認後速やかに双方の保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、本校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する助言を継続的に行う。

(いじめが起きた集団への働きかけ)

第19 いじめを見ていた学生に対しても、当事者間のみの問題とせず、いじめが起きた集団、学校全体の問題と捉え、機会を捉えて根絶の働きかけを行う。

(インターネット上のいじめへの対応)

第20 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、法務局又は地方法務局の協力により、インターネット接続業者に対して、違法な情報発信の停止や情報の削除を求めることができることについて、いじめを受けた学生又はその保護者に伝える。

(所轄警察署との連携)

第21 いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、速やかに所轄警察署と連携してこれに対処する。

2 学生の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(点検、評価、見直し)

第22 本校は、より実効性の高い取組を実施するため、本方針が実情に即して機能しているかを点検・評価し、必要に応じて見直しを行う。

2 自ら点検及び評価を行う場合において、いじめの有無やその多寡のみを点検及び評価するのではなく、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価を行う。

(庶務)

第23 この本方針に関する事務は、学生課が行う。

(雑則)

第24 この本方針に定めるもののほか、いじめの防止等に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この裁定は、平成27年1月8日から実施する。